

資料編

資料 1 計画策定の体制及び経過

資料 2 まち歩き点検調査の結果

資料 3 バリアフリーに関するアンケート結果

資料 4 用語集

資料1 計画策定の体制及び経過

1-1 糸魚川市移動等円滑化（バリアフリー）促進方針推進協議会 会員名簿

任期：平成31年4月25日から令和4年3月31日まで

区分	選出組織・役職	氏名	備考	
学識経験者	社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会	会長 倉又 孝好 田原 秀夫 (◎委員長)	R元.6.19まで R元.6.20から	
高齢者・障がい者団体等	高齢者・障害者等	糸魚川市身体障害者会	副会長 斉木 房子	
		糸魚川視覚障害者友の会「さざんかの会」	事務局 上野 愉加	
		糸魚川市ろうあ協会	会長 梶間 美紀	
		糸魚川市老連連絡協議会	会長 比護 山之助	
移動等円滑化促進団体・行政	交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 地域共生室 企画課 ※R2.6.1から地域共生室	課長 岩谷 忍 長谷川 宏	R元.5.31まで R元.6.1から
		えちごトキめき鉄道株式会社 総務部 ※R2.6.30まで総務企画部	部長 北嶋 宏海	
		糸魚川バス株式会社	代表取締役常務 桐木 勉 吉田 学	R3.4.30まで R3.5.1から
	糸魚川ハイヤー協会	小型タクシー株式会社 取締役・監査役 長井 聰		
	公安委員会	糸魚川警察署 交通課	課長 小林 尚雄 神林 修	R2.3.31まで R2.4.1から
道路管理者	国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所	副所長 樋口 徳男 岩崎 義一	R2.3.31まで R2.4.1から	
	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部 維持管理課	課長 小池 文義 金子 善一郎	R2.3.31まで R2.4.1から	
関係団体	糸魚川地域連合区長会	会長 齋藤 伸一 (○副委員長)		
	糸魚川市PTA連絡協議会	会長 笠井 勝也 小林 修 本間 寛道	R2.3.31まで R3.3.31まで R3.4.1から	
	一般社団法人糸魚川市観光協会	事務局長 佐々木 繁雄		
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 バリアフリー推進課 ※R3.3.31まで消費者行政・情報課	課長 片倉 勝 宮本 幸弥 小松 美保子	R2.3.31まで R3.3.31まで R3.4.1から	
糸魚川市	糸魚川市産業部	部長 見邊 太 齋藤 喜代志	R3.3.31まで R3.4.1から	

事務局

所属・役職	氏名	備考
都市政策課	課長 五十嵐 博文	
都市政策課	課長補佐 林 壮一 星野 剛正 大西 学	R2.3.31まで R3.3.31まで R3.4.1から
都市政策課 計画交通係	係長 田中 義光	
福祉事務所 障害係	係長 山岸 圭子	
建設課 管理係	係長 武藤 丈哲	R3.3.31まで
都市政策課 建築係	主査 桜井 正士	R3.4.1から
都市政策課 計画交通係	主査 室橋 浩	R2.3.31まで
都市政策課 計画交通係	主査 山口 都久美	
都市政策課 計画交通係	主査 田中 健一	R2.4.1から

※R3.3.31まで都市政策課は建設課

1-2 糸魚川市移動等円滑化促進方針推進協議会設置要綱

平成31年4月22日

告示第132号

改正 令和3年3月31日告示第84号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の4の規定に基づき、移動等円滑化促進方針（以下「方針」という。）の作成に関する協議及び方針の推進に係る連絡調整を行うため、糸魚川市移動等円滑化促進方針推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 方針の作成のために必要な情報交換及び調査研究に関すること。
- (2) 方針の推進の状況についての調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方針の作成及び推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 高齢者団体、障害者団体等の関係者
 - (2) 移動等円滑化（法第2条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）の促進に関係する団体及び行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業部都市政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第84号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

1-3 糸魚川市移動等円滑化（バリアフリー）促進方針検討庁内委員会 委員名簿

任期：令和元年10月2日から令和4年3月31日まで

所属	役職	氏名	所管	備考
財政課	課長補佐	嵐口 守 (○副委員長) 磯貝 直 (◎委員長)	市有施設、財政	R2.3.31まで R2.4.1から
企画定住課	係長	内山 俊洋	総合計画、人口減少対策、地域振興	
能生事務所	次長	山本 喜八郎	能生地域	
青海事務所	次長	有水 賢生 山田 康弘	青海地域	R3.3.31まで R3.4.1から
福祉事務所	係長	山岸 圭子	障害福祉・高齢福祉	
健康増進課	課長補佐	磯貝 直 林 壮一 (○副委員長)	医療、健康づくり	R2.3.31まで R2.4.1から
商工観光課	係長	中村 真義	観光、インバウンド、商工業	
復興推進課	課長補佐	渡辺 忍 (◎委員長) 大西 学	復興まちづくり	R2.3.31まで R3.3.31まで
建設課	係長	武藤 丈哲	道路、公園	R3.4.1から
こども課	係長	田代 正人 関澤 仁	子育て支援、学校施設管理	R2.3.31まで R2.4.1から
消防本部	係長	仲谷 充史 小杉 正和	防災	R2.3.31まで R2.4.1から

1-4 糸魚川市移動等円滑化促進方針検討庁内委員会設置要綱

令和元年9月20日

訓令第12号

改正 令和3年3月31日訓令第4号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項の規定に基づき作成する糸魚川市移動等円滑化促進方針（以下「方針」という。）について検討するため、糸魚川市移動等円滑化促進方針検討庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、方針に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 方針の検討のための調査研究に関すること。
- (2) 方針の検討及び庁内調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方針の検討に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、職員の中から市長が任命した者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその業務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業部都市政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 抄

令達の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第4号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

1-5 策定の経緯

	開催時期	協議事項等
第1回 庁内委員会	令和元年 10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進方針概要と本会議の位置付け ・意見交換（本市のバリアフリーの現状・課題、困りごと など）
第1回 推進協議会	令和元年 11月22日	
第2回 庁内委員会	令和2年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・糸魚川市移動等円滑化促進方針（中間報告案）検討 ・基本理念・基本方針等、移動等円滑化促進地区の検討 ・次年度実施予定のまち歩き点検について
第2回 推進協議会	令和2年 2月20日	
まち歩き 点検	令和2年 6月	・本市のバリアフリーの現状・課題等に関する事前アンケートの実施
	令和2年 8月6日	・まち歩き点検調査（糸魚川駅周辺地区）
第3回 庁内委員会	令和2年 10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・糸魚川市移動等円滑化促進方針策定期間の延長 ・糸魚川市移動等円滑化促進方針の素案検討 <ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検結果によるバリアフリー化の現状と課題 ・移動円滑化促進地区の設定 ・今後の取組方針
第3回 推進協議会	令和2年 10月30日	
まち歩き 点検	令和3年 7月2日	・まち歩き点検調査（能生駅北側周辺地区、青海駅周辺地区、青海（須沢）周辺地区、押上新駅周辺地区）
第4回 庁内委員会	令和3年 10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進方針策定に係るこれまでの経緯 ・糸魚川市移動等円滑化促進方針の素案検討 <ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検結果によるバリアフリー化の現状と課題 ・今後の取組方針
第4回 推進協議会	令和3年 11月26日	



パブリックコメント（令和4年1～2月）



「糸魚川市移動等円滑化促進方針」の策定

1-6 パブリックコメントの結果

◆募集期間

令和4年1月19日（水）から令和4年2月18日（金）まで

◆公表・閲覧

市役所、能生・青海事務所、各図書館、各地区公民館、市ホームページ

◆提出された意見及び公表する意見の件数

提出者数： 0人

意見数： 0件

資料2 まち歩き点検調査の結果

2-1 糸魚川駅周辺地区

2-1-1 駅北コース



※) 事前状況調査結果を参考に、駅及び高齢者・障がい者の方の利用頻度の高い生活関連施設（郵便局、金融機関、医療機関等）を中心としてルートを設定（市内生活者動線）。

■指摘事項

① 駅前広場（糸魚川駅日本海口）

指摘箇所	指摘事項	番号
案内看板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の案内看板が日本海側の眺望を妨げている。 ・ 案内看板を見る人が歩道上に滞留することで、通行の妨げになることが懸念される。 	1
バス車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降しやすいバスとしてノンステップバスが考えられるが、雪国では積雪の問題で導入が難しい面がある。 ・ 運行に問題ないような除雪ができれば導入の可能性も考えられる。 	2

※番号1、2に該当する写真なし。

②道路（糸魚川駅～糸魚川郵便局～駅前通り～本町通り～広小路通り～中央通り）

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・側溝用の蓋、グレーチング蓋の隙間が大きいので、白杖が引っかかって危険。	1
	・マンホールの蓋による段差が生じている。	2
	・交差点の路肩部分に段差が発生している。雨天時は水が溜まる。	3
	・路肩の白線が消えかかっている場所は、路肩の境界が認識しづらく危ない。白線を引くことは、人と自動車の安全確保上、非常に重要。	4
郵便局 アプローチ	・スロープの出入口部分（車道路肩）に案内の点字ブロックがない。	5
	・スロープの点字ブロックが交差点のみ（全部あると望ましい）。	6
	・アプローチの階段の踏面が傾斜して危険。	7
バス停	・高速バスのバス停に庇があるとよい。	8
点字ブロック	・駅前広場からヒスイ王国館前のバス停までの間に点字ブロックの案内がない（※令和3年度に整備済）。	9
	・景観に配慮した濃グレーの点字ブロックは輝度が低く、見分けづらい。	10
	・点字ブロックが劣化し、すり減っている。	11
その他	・工事中の三角コーンが、点字ブロック上に置かれている。	12

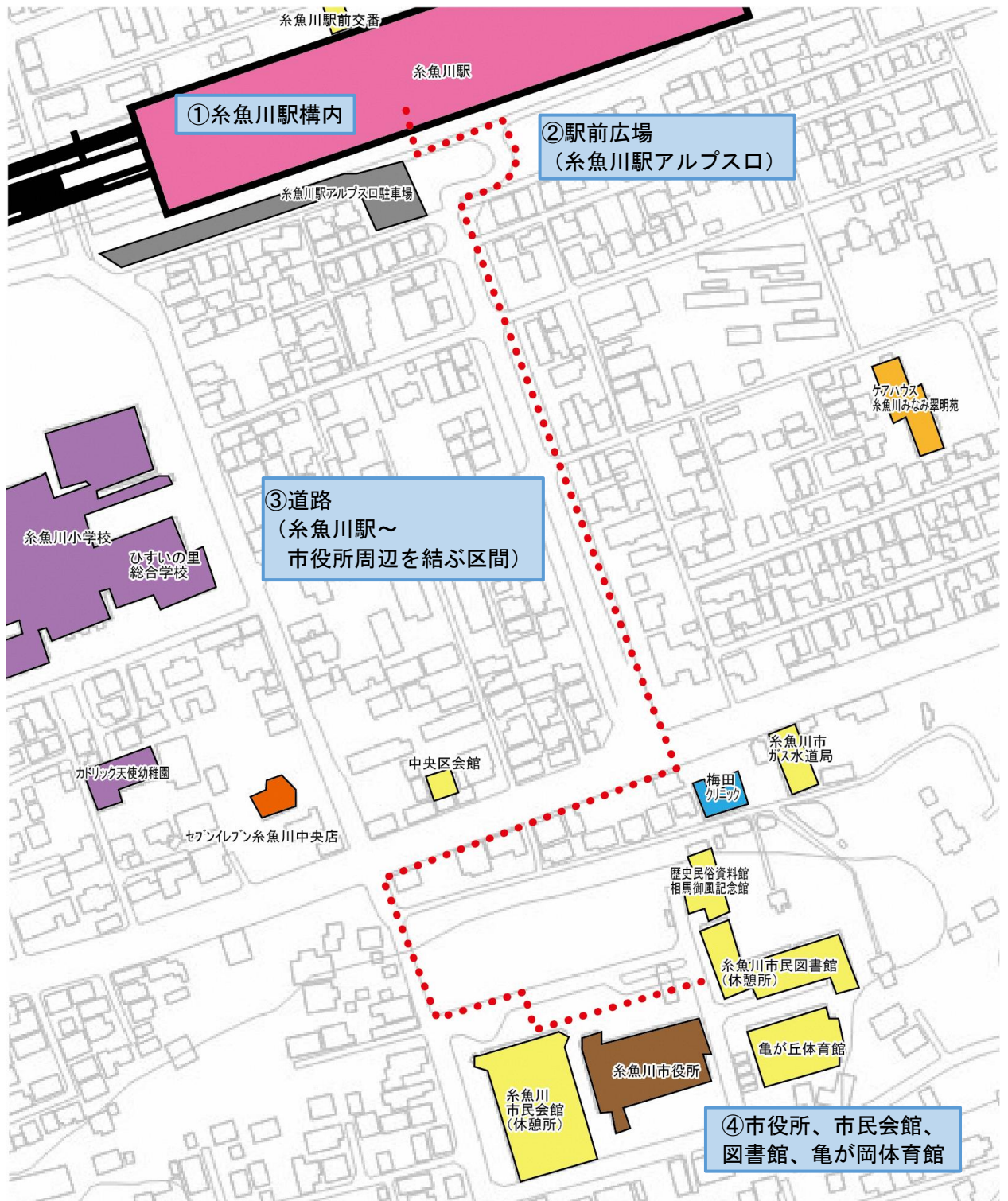
■指摘箇所の状況



※番号4に該当する写真なし。

2-1-2 駅南コース

点検ルート



※) 観光やビジネス等で、初めて当市に来られた高齢者・障がい者の方の動線を想定し、駅舎からアルプス口バス停、市役所、市民会館に至るルートを事務局で決定（来街者動線）。

■指摘事項

①糸魚川駅構内

指摘箇所	指摘事項	番号
点字ブロック	・改札口までの点字ブロック上に障害物(ベルトパーテーションポール)があり不適切。	1
	・杖を振って歩くため、点字ブロックの左右 50 センチ程度は空けてほしい。	2
	・観光案内所入口前の点字ブロック上にマットが敷かれており、障害物となっている。	3
トイレ	・男女トイレの前まではあるが、多目的トイレ前までの点字ブロックがない。	4
	・点字ブロックがトイレの入口までなので、トイレの中まで続いているとよい。もしくは点字ブロックが無くなる場所から、伝い歩きできるとよい。	5
	・男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレの音声案内があるとよい。	6
	・多目的トイレの開閉ボタンが、どちらが“開”でどちらが“閉”かわからないので、点字があるとよい。多目的トイレ入口扉にも多目的トイレであるという点字があるとよい。	7
観光案内所	・入ってからどこにいて聞けばいいのかわからない。	8
	・列車時刻の遅れなどのアナウンスがあるが、聴覚障害の方はわからない。文字電光掲示板があるとよい。	9
	・トイレのサインがあるが、盤面が小さく位置が高すぎる。大きい文字で、目の高さにするべき。	10
階段	・階段手摺(波型)の形状が使いづらいと感じる。	11

■指摘箇所の状況



※番号8、9に該当する写真なし。

②駅前広場（糸魚川駅アルプス口）

指摘箇所	指摘事項	番号
タクシー乗り場	・以前、バス乗り場だったところがそのままタクシー乗り場になっているため、誘導点字ブロックが3か所になっている。2か所をなくし、1か所にするべき。	1

■指摘箇所の状況



1) タクシー乗り場

③道路（糸魚川駅～市役所周辺を結ぶ区間）

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・歩道幅が広いと、自転車と歩行者の接触事故が懸念される。ブルーライン等での区分が必要ではないか。	1
	・中央大通り線を横断する時の青点灯時間が短く、障がい者や高齢者の方は渡りきれないのではないか。	2
	・中央大通り線から市役所に向かう経路上、車道を横断するところの点字ブロックがずれている。また、車止めのポールが誘導の妨げとなるのではないかと感じる。	3
点字ブロック	・道路の誘導ブロックからバス停までの誘導ブロックがない。	4
	・警告ブロックの突起部分がつぶれている。	5
	・点字ブロックに雑草が繁茂してきている。	6

■指摘箇所の状況



3) 車止めポール

4) バス停

5) 警告ブロック

6) 点字ブロック

※番号1、2に該当する写真なし。

④市役所、市民会館、図書館、亀が丘体育館

指摘箇所	指摘事項	番号
入口	・（市の施設には）障がい者の方が車を停車する場所に屋根があると、雨天時や降雪時に本人も介助者にとっても乗り降りがしやすい。	1
	・図書館入口の自動ドアが、3枚扉になっており、開閉口と点字ブロックがあっておらず、扉が通行の妨げになってしまう。	2
点字ブロック	・道路～市民会館～市役所入口まで、道路～図書館入口、道路～亀が丘体育館までの誘導ブロック、警告ブロックともに老朽化で凹凸がすり減っており、周辺の歩道舗装がレンガ面で凹凸があるため、判別がしにくくなっている。	3
	・点字ブロックの色が黒ずんでしまい、色弱の人には判別しにくくなっている。	4

■指摘箇所の状況



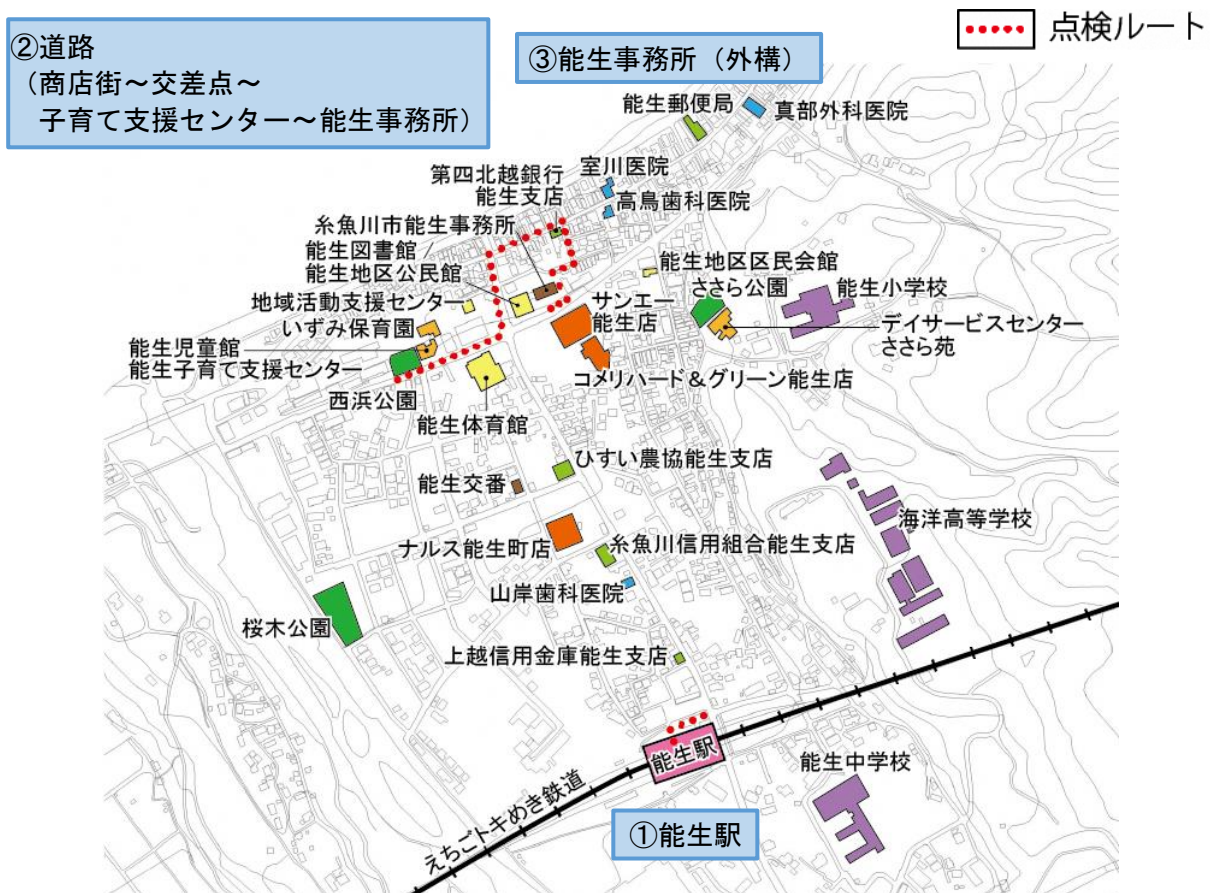
2) 自動ドア

3) 点字ブロックの劣化

4) 点字ブロックの退色

※番号1に該当する写真なし。

2-2 能生駅北側周辺地区



※) 事前状況調査結果を参考に、基本的に立地適正化計画における居住誘導区域のエリア内で、駅及び高齢者・障がい者の方の利用頻度の高い生活関連施設（金融機関、医療機関、商業施設等）を中心としてルートを決定（市内生活者動線）。

指摘事項

①能生駅

指摘箇所	指摘事項	番号
通路	・構内は、十分な通路幅があるものの点字ブロックがない。	1
	・駅舎の出入口は、階段となっておりスロープがない。	2
	・駅舎出入口の階段には、プランターが設置されており使用できない箇所がある。	3
	・ホームへ向かう階段の直前に5cm程度の溝がある。(通路と壁の隙間)	4
	・ホームには点字ブロックがあるが、ホームの縁の色と点字ブロックのコントラストが似ている箇所がある。	5
エレベーター	・構内は、エレベーターがなく、ホームまで向かうためには階段を上る必要がある。	6
トイレ	・案内板がないため、障がい者等には分かりづらい。	7
	・男女ともに和式トイレになっており、多目的トイレや洋式トイレは設置されていない。	8
	・トイレまでの通路に自動販売機は設置されており、通路幅が狭くなっている。	9
券売機	・券売機はタッチパネル式となっており、画面上に点字表示ができないため扱いづらい(ボタン式であれば、各ボタンに点字表示が可能)。	10
	・券売機横に、呼出ボタンがある。	11
案内板	・構内外の案内板がない。	12
出入口の扉	・扉は、両開きになっており、車椅子などでの利用が難しい。	13
駅前広場	・駅舎出入口の階段を降りるとすぐに道路になっており、安全带等がない。	14
	・バス停やタクシー乗り場までの点字ブロック等の誘導がない。	15
	・駐車場までの道路標示や案内板がない。	16

指摘箇所の状況



※番号6～8、12、16に該当する写真なし。

②道路（商店街～交差点～子育て支援センター～能生事務所）

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・側溝用のグレーチング蓋の隙間が大きいため、白杖が引っかかる。	1
	・商店街の白線は、消えかけている箇所がある。	2
	・商店街の路側帯は狭く、路上駐車もみられる。	3
	・交差点から子育て支援センターまでの歩道は、通路幅は確保されているものの点字ブロックがない。	4
点字ブロック	・商店街に点字ブロック等の誘導はない。	5
	・交差点付近には点字ブロックがあるものの、はがれや劣化がみられる。	6
	・交差点付近の点字ブロックの一部は、工事により消えている。	7
	・子育て支援センター（児童館）前の横断歩道に点字ブロックがない。	8

■指摘箇所の状況



※番号8に該当する写真なし。

③能生事務所（外構）

指摘箇所	指摘事項	番号
点字ブロック	・生涯学習センターまでの点字ブロックはあるが、能生事務所までの点字ブロックがない。	1
	・点字ブロックの色はシルバーだが、床面と色が違うため見やすい。	2
駐車場	・身障者用駐車場があるものの、屋根がないため降雪時等の利用に適していない。	3

■指摘箇所の状況



1、2) 点字ブロック

※番号3に該当する写真なし。

2-3 青海駅周辺地区



※) 事前状況調査結果を参考に、基本的に立地適正化計画における居住誘導区域のエリア内で、駅及び高齢者・障がい者の方の利用頻度の高い生活関連施設（金融機関、医療機関、商業施設等）を中心としてルートを決定（市内生活者動線）。

指摘事項

①青海駅～駅前広場

指摘箇所	指摘事項	番号
階段	・手すりが途中で途切れている。	1
点字ブロック	・駅前広場の歩道から駅舎出入口への誘導がない（歩道も車道で分断されている）。	2
	・駅舎内に点字ブロックによる誘導がない。 ・要所のみ警告ブロックがあるとよい。	3
券売機	・点字はあるが、分かりにくいいため、買うのが難しい。	4
その他	・駐車場の車を降りたところに隙間の大きいグレーチングがあり、白杖が引っかかるリスクがある。	5
	・駅前広場の街灯が暗く、夜間は危険を感じる。	6

指摘箇所の状況



1) 手すり（不連続）

2) 駅前広場

3) 駅舎内

4) 券売機

※番号5、6に該当する写真なし。

②青海総合文化会館周辺

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・青海総合文化会館のアプローチに段差が発生	1
	・青海総合文化会館の敷地内通路において根上がりによる段差が発生。	2
点字ブロック	・青海総合文化会館のアプローチの点字ブロックの色が、周囲と同系色で識別しにくい。	3
	・青海総合文化会館からバス停までの点字ブロックによる誘導がない。	4
	・点字ブロックの上にマットが敷かれており、識別しにくい。	5
	・施設内トイレまでの案内がない（点字・音声）。	6
	・青海生涯学習センターアプローチの点字が破損している。	7
その他	・青海総合文化会館の身障者用駐車場の台数が少ない（1台）。	8

■指摘箇所の状況



2-4 青海(須沢)周辺地区



※) 事前状況調査結果を参考に、基本的に立地適正化計画における居住誘導区域のエリア内で、駅及び高齢者・障がい者の方の利用頻度の高い生活関連施設（金融機関、医療機関、商業施設等）を中心としてルートを決定（市内生活者動線）。

■指摘事項

①ピアタウン青海～ハッピー田沢店


指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・街路樹の根上がりによる段差が発生。	1
	・側溝の蓋の隙間は、白杖が引っかかるリスクがある。	2
	・交差点付近の車歩道境界部の縁端段差が確保されていない（道路移動等円滑化基準では高さ2cmを標準としている）。	3
点字ブロック	・ピアタウン青海への誘導起点となる警告ブロックに草が繁殖し、分かりづらい。また、設置場所も不適當（本来は歩道側に設置すべき）。	4
	・ピアタウン青海への誘導ブロックが途中で分断している箇所がある。	5
	・歩道に誘導ブロックがない。 ・交差点の車歩道境界部に、警告ブロックがない。	6
	・ハッピー田沢店への誘導ブロックがない（歩道から敷地、店舗出入口など）。	7
バス停	・バス停にベンチがあるとよい。	8
トイレ	・ピアタウン青海の多機能トイレ入口の音声案内がない。	9
その他	・ハッピー田沢店には障がい者用駐車施設（思いやり駐車場）がない。	10
	・ピアタウン青海の車止めポールがある場所に、高齢者が腰を掛けられる形状の柵が部分的にあるとよい。	11

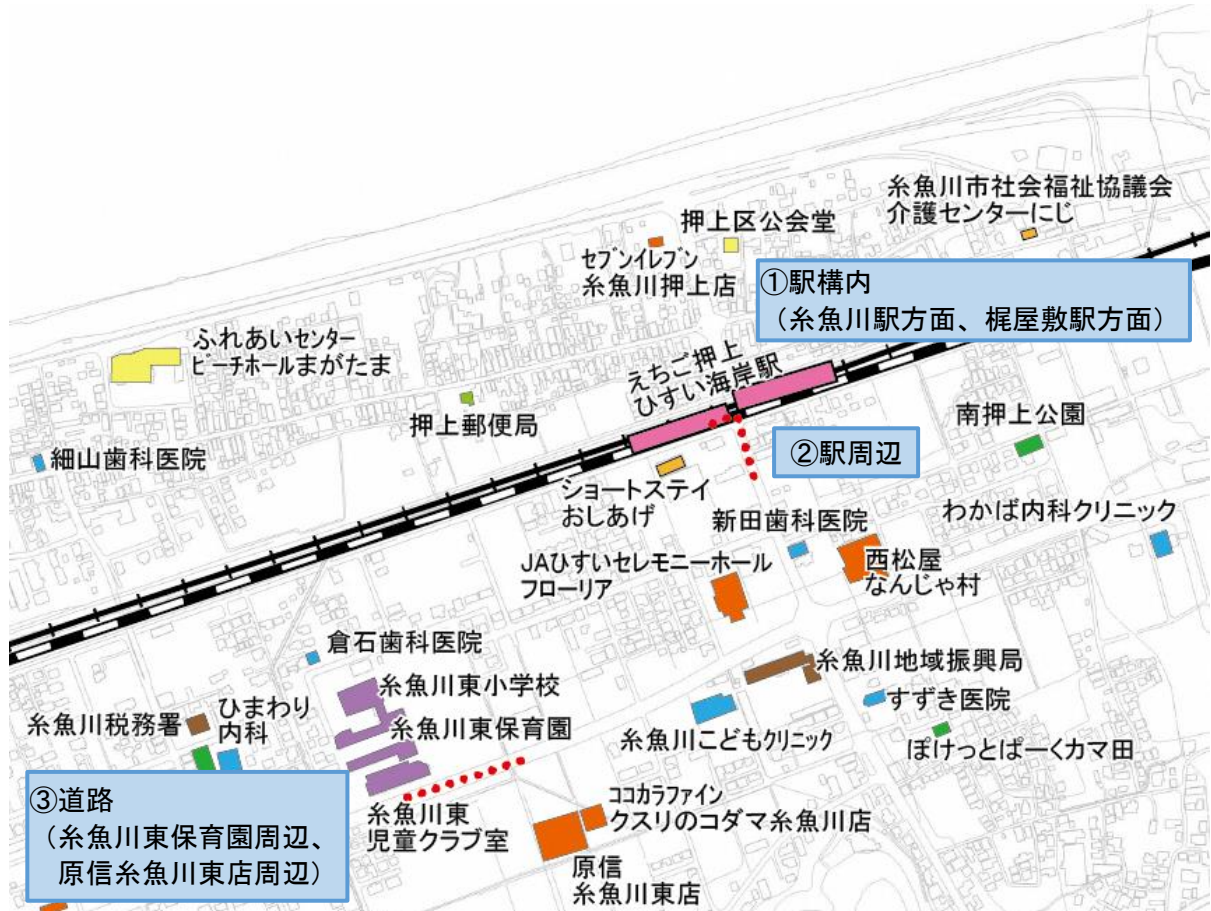
■指摘箇所の状況



※番号5に該当する写真なし。

2-5 押上新駅周辺地区

 点検ルート



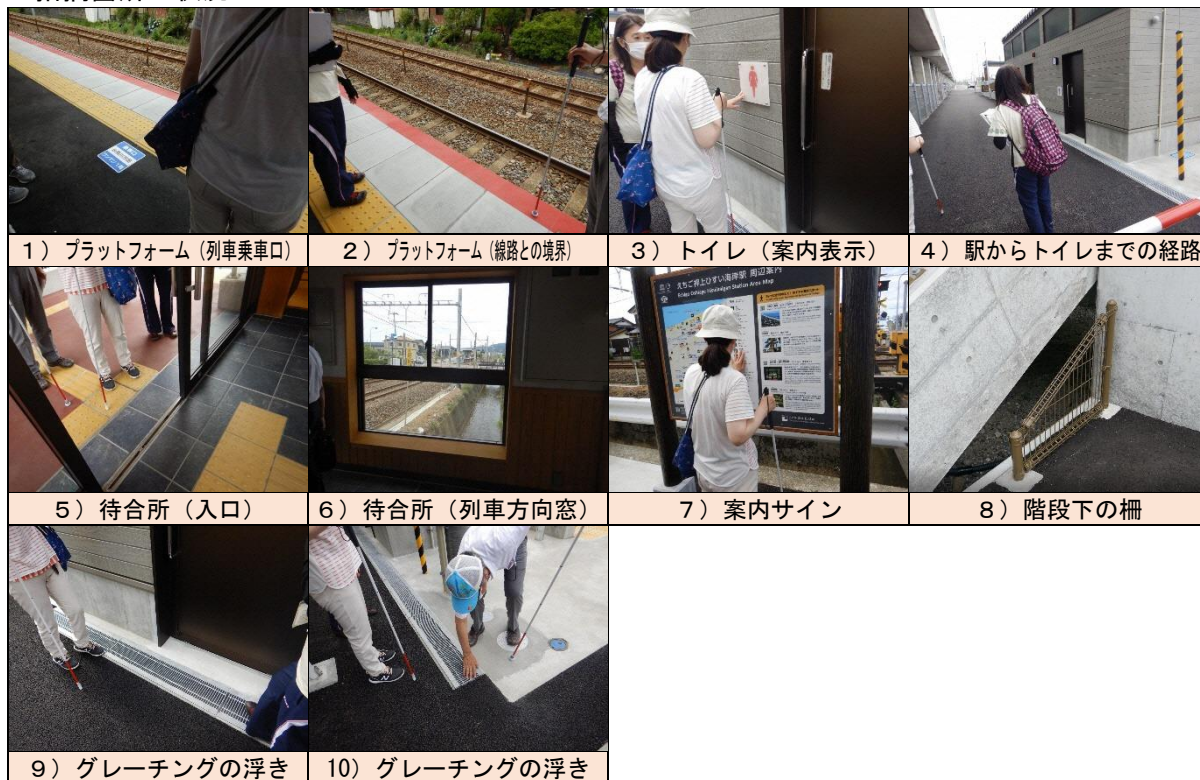
※) 事前状況調査結果を参考に、基本的に立地適正化計画における居住誘導区域のエリア内で、駅及び高齢者・障がい者の方の利用頻度の高い生活関連施設（金融機関、医療機関、商業施設等）を中心としてルートを決定（市内生活者動線）。

■指摘事項

①えちご押上ひすい海岸駅 構内

指摘箇所	指摘事項	番号
プラットフォーム（列車乗車口）	・プラットフォームの列車の乗車口の位置が、地面に表示はあるが、凹凸等は何もないため、視覚障がい者にはわからない。 【糸魚川駅方面】 【梶屋敷駅方面】	1
プラットフォーム（線路との境界）	・待合室からまっすぐ進むと、プラットフォーム端には柵がないため、落下する危険性がある。点字ブロックはあるが、待合室からプラットフォームへ出てすぐなので、乗車口周辺には、柵をつけてほしい（大人の腰の高さくらいはないと危険）。 【糸魚川駅方面】 【梶屋敷駅方面】	2
トイレ（案内表示）	・身障者用、男子、女子トイレの表示はあり、案内板に触れば点字は付いているが、視覚障がい者には表示がどこにあるのかわからないので、触れない。音声で知らせる等してほしい。 【糸魚川駅方面】	3
点字ブロック	・駅からトイレまでの経路に点字ブロックがない。 【糸魚川駅方面】	4
待合所（入口）	・プラットフォームへ至る待合所の入口までの点字ブロックはあるが、位置がわからない。手動のドアであるが、手動ドアなのか、どちら側から開けるのかわからないため、開けることができない。誘導チャイムなど、音による案内があるとよい。 【糸魚川駅方面】	5
待合所（列車案内等）	・待合所にいて電車が来た時に、音声案内はあるが、聴覚障がい者や耳の遠い高齢者には聞こえない。窓があり、電車が来るのを見ることはできるが、会話をしている注意をしていない時、天候の悪い時などは気づきにくい。警報ランプのようなものがあるとよい。 ・一方、雪等により列車の遅れなどあった場合には、無人駅で何も情報を得ることができない。電光掲示板があるとよりよい。 【糸魚川駅方面】 【梶屋敷駅方面】	6
案内サイン	・観光案内サインがあるが、点字等何もないため、視覚障がい者には何も情報が伝わらない。 【糸魚川駅方面】	7
階段	・階段下の空間に柵がしてあるため、子どもが遊ぶ可能性が低くなり良い。 【梶屋敷駅方面】	8
その他	・駅からトイレまでの動線上や、トイレ入口のグレーチングが浮いている。 【糸魚川駅方面】	9 10

■ 指摘箇所の状況



②えちご押しひすい海岸駅 周辺

指摘箇所	指摘事項	番号
バス停付近	・バス停から駅に向かうまでの経路に点字ブロックがないため、バスを下りてからの駅の方向が分からない。	1
その他	・ガードレールの下に隙間があり、子どもが座り後ろに転んだ時に落ちてしまうため、低い柵を設けてほしい。	2
	・保育園から駅に向かう道に横断歩道がないため、どこかに1か所設けてほしい。	3

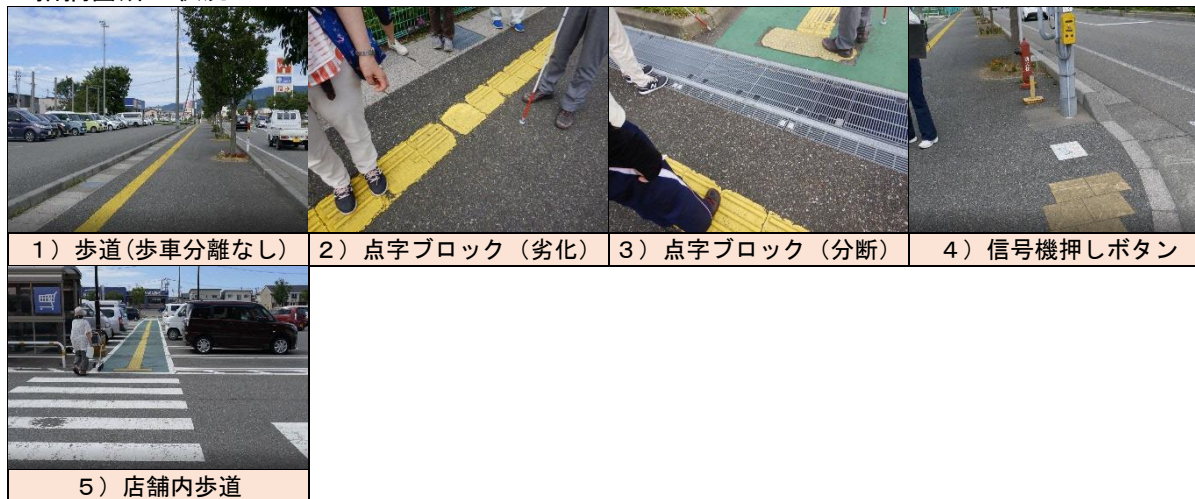
■ 指摘箇所の状況



③道路（糸魚川東保育園～交差点、中央大通り線～原信入口）

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	<ul style="list-style-type: none"> 普通自転車通行可能の歩道で、歩道幅が広いのはいいが、自転車・歩行者通行の区分がされていないために、点字ブロックの両側を自転車が通行し、不安を感じる。歩道上に自転車と歩行者を明確に分離する表示をし、周知を図る必要がある。 自転車の乗り方や、点字ブロックの扱いについて、学校での教育等が必要である。 	1
点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロックが劣化し、すり減っている。せめて凹凸が全くなってしまうところは、改善してほしい。 	2
	<ul style="list-style-type: none"> 歩道から店舗入口への点字ブロックのつながりが無い。 	3
交差点の信号機	<ul style="list-style-type: none"> 信号機の押しボタンがあるが、視覚障がい者には、押しボタンのある交差点かどうか分からず、押しボタンの場所もわからない。 押しボタンまで点字ブロックも繋がっていない。 	4
店舗（原信）敷地内歩道	<ul style="list-style-type: none"> 車止めで区切るなど、歩行者が安全に通れる道である区分をはっきりとつけてほしい。 歩道の側面に縁石が繋がっていれば、杖でたどれるので、わかりやすい。 歩道を車両が横断する場合には、確実に車は止まるという安心感が無いと、視覚障がい者は不安を感じる。歩行者を優先して車両は必ず止まる表記等、注意喚起を徹底してほしい。 	5
その他	<ul style="list-style-type: none"> 信号のある交差点までの距離が長く、その間に南北に道路を渡ることができないため、できれば保育園入口辺りに横断歩道を設けてほしい。 	6

■指摘箇所の状況



※番号6に該当する写真なし。

2-6 その他のご意見

コース名	その他のご意見
1. 糸魚川駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等を考える場合、障がい者抜きで決めないでほしい。健常者には分からない点がある。 ・押上新駅の工事が始まっているが、工事の前にも障がい者の意見を聞く場を設けてほしい。 ・えちごトキめき鉄道のホームの案内放送について「点字ブロックの内側まで」という放送に変更していただきたい。 ・点字ブロックが設置されていても、老朽化が進むと無意味なものになってしまうため、定期的なメンテナンスが必要。 ・レンタサイクルの利用を促進しており、今後自転車利用についての検討も必要。 ・点字ブロック上に障害物を置かないなど、マナーの徹底で解決できることも多い。 ・心のバリアフリーの取組みを進める必要がある。 ・地元自治会が、自分たちの地域のパトロールを年に1回程度行い、バリアフリーに関する点検を行うといった取組みをしていくことも検討すべきだと思う。
2. 能生駅北 側周辺地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・能生駅の駐輪場は、区画がされておらず、どこに置けばいいのか分からない。 ・交差点横の電柱に、横断用の旗を入れていたケースが劣化している。 ・白線が消えかけている箇所は、すぐにでもやり替えたいが、優先順位や予算の関係でなかなか進まない現状がある。 ・(まち歩きをしてみて) 車いすでは動けない、誰かがいなければ動けないことが分かった。 ・夜間の照明や降雪時の表示の状況など、今回のまち歩きでは分からないリスクもある。
3. 青海駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックは、視覚障がい者の方にとっては必要なものである一方で、子ども連れのベビーカー利用者等にとっては、通行の妨げになるケースもある。このように、利用する人によって使いやすくなったり、使いにくくなったりすることが無いように、ユニバーサルデザイン的な考え方・配慮があることが望ましい。 ・歩道などは、幼稚園のお散歩などで幼児が歩くことも多いが、側溝の隙間や蓋(古い鉄製の蓋はガタついているものも多い)などに足がはまる等、怪我をするリスクが多い。 ・青海駅は、橋上駅となっているが、エレベーター等がなく、高齢者には使いづらい状況であるため、鉄道ではなくバスを利用しているケースもある。
4. 青海 (須沢) 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックは、全体を通じて連続的な誘導ができるように敷設することが望ましいが、予算的な制約もあると思う。そのような場合は、交差点付近など、注意喚起が必要な場所にピンポイントで警告ブロックを敷設することも検討してほしい。 ・青海(須沢)の青海通線沿いの歩道は、幅員が広くていいと思うが、反対側に渡るための横断歩道や押しボタン式信号があるとよい。 ・今回、視覚障がい者の立場から意見を出した。普段の生活では、外出時にガイドをお願いするため、点字ブロックなどは気にならないが、改めて点検すると気になる点が多くあった。もっと昔から福祉の要望をする場があるとよかったと思う。
5. 押上新駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は、歩道を部分的に歩いたが、例えば点字ブロックはどこまであるのか、あるのになくなっていないのかわからないので、今回のような機会には、端から端までは歩くようにコース設定してほしい。 ・点字ブロックは、特に歩道と施設など、つながりの部分を注意して設置してほしい。 ・中央大通り線は、通勤通学の時間帯など一時的ではあるが、混雑する時間帯には、子ども達が信号待ちの際に車道に出ていたり、自転車が横並びになって歩道を走行していたりする。その時間帯だけは交通誘導をしたり、学校で指導をするなどソフト対策が必要である。 ・重点的にバリアフリー化を進めるところや計画的に行うところ、特にそれほどお金をかけなくてもできるようなところは早急に行うなど、市全体を見通しての優先順位をつけて取り組むべき。

資料3 バリアフリーに関するアンケート結果

問1 あなたのことについてお伺いします。

年代	20代(3名)、30代(3名)、40代(1名)
性別	男性(4名)、女性(3名)
お住まい	糸魚川地域(6名)、能生地域(0名)、青海地域(1名)
出身国	中国(3名)、米国(2名)、記載なし(2名) ※任意記載

問2 (ハード面のバリアフリー)

市内のバリアフリー状況に関する満足度について、あてはまるものに○をしてください。

施設の種類の		満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満
鉄道駅	糸魚川駅	5	2			
	能生駅	2	2	2	1	
	青海駅	1	3	2	1	
車両	路線バス	3	1	2	1	
	タクシー	4	1	2		
道路	歩行空間	1	3	1	1	1
信号機・横断歩道		2	2	1	1	1
建築物	公共施設 (市民会館、図書館等)	4	1	1	1	
	商業施設 (スーパー、ホームセンター等)	2	3	1		1
	医療施設 (病院、クリニック等)	3	2	1		1

問3 問2の施設の中で、特に気になっている箇所、状況がありましたらご記入ください。

- ・能生駅と青海駅はエレベーターがないので、身体が不自由な人にとっては不便ではないか。
- ・能生地域の筒石駅は階段しかないので、車いす使用の方のためにスロープがあるとよい。
- ・能生駅や青海駅は障害がある人には使いにくいと思う。
- ・路線バスは一部、乗り降りが大変。
- ・歩道については、車両も歩行者も多いのに、整備が足りない市道が多い。特に、横町寺島線は抜け道にする大型トラックが圧倒的に多いのに歩道は南側にしかなく、そして狭くて側溝が多く歩きにくい。高齢者や生徒が多く通るためかなり心配。
- ・路線バスに関しては、段差(階段)があるため、ベビーカーを使っていた時は、使用しづらかった(もちろん、車いす利用者や足が不自由な高齢者なども困難だと思う)。
- ・公共施設に関して、例えば、市役所には授乳できる場所やおむつを替えるところがないため、赤ちゃんを連れて手続きをした際には困った(公民館などの施設のほうは設備がよい)

問4 (情報のバリアフリー)

駅や公共施設などに案内・誘導のためのサイン(看板)が設置されていますが、市内のサインについて、あてはまると思うものに○をしてください。

	満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満
サイン(看板)	3	3	1		

問5 サインについて、日頃気になっている箇所、状況がありましたらご記入ください。

- ・能生駅の切符販売機は日本語の表示しかないので、英語表示もあるとよい。
- ・英語も日本語も分からない糸魚川お住いのベトナム人は割と多いので、ベトナム語の表示を増やすとよい。
- ・主な施設には外国語表記があるが、日本語ができない方には路線バスが使いにくいかもしれない。

問6 (心のバリアフリー)

バリアフリー化を進めるためには、ハード面の整備だけではなく、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の推進が必要です。

当市の心のバリアフリーの状況について、あてはまると思うものに○をしてください。

	声かけや必要な手助けが、日常的にできている	声かけや必要な手助けが、ときどきできている	声かけや必要な手助けが、ほとんどできていない	声かけや必要な手助けが、全くできていない
心のバリアフリー	3	3	1	

問7 心のバリアフリーについて、感じていることがありましたらご記入ください。

- ・糸魚川市民は、昔から内向きで人見知りなので、外国の方に会うと尻込みしてしまう方が少ない。

問8 その他、日頃バリアフリーについて感じていることがありましたらご記入ください。

- ・日本語能力がある外国人は糸魚川の生活がそんなに難しいと思わないが、日本語能力がない外国人はちょっと困ると思う。それと、生活に関するところ(市役所や病院など)に英語や他の外国語の表示を増やすとよい。
- ・側溝がかなり気になる。U字側溝が多く、突然蓋無し側溝になったりすることも多い。街灯も少ないから、U字側溝に慣れていない外国の方や子ども・高齢者には危ないだろう。また鉄板やグレーチング蓋は、雨天や冬季にはとても滑りやすくなるので危ない。

資料4 用語集

	語句	意味
い	移動等円滑化	高齢者・障がい者等の日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際にかかる身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
	移動等円滑化促進方針制度	平成30年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度。
お	オストメイト対応トイレ	オストメイト（病気やケガなどで排泄機能に障がいを負ってしまった際、代わりにストーマと呼ばれる人工肛門・人工膀胱を手術により腹部に取り付けている人）が、通常のトイレでは対応が難しい作業を行いやすくするために、さまざまな設備や機能をそなえたトイレのこと。
こ	交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。鉄道駅などの旅客施設や、その周辺の道路などの移動経路において、歩道の段差の解消や視覚障がい者のための誘導ブロックの設置、または、鉄道駅のエレベーターの設置などにより、高齢者や身体障がい者等が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるようにすることを目的として制定された法律。平成18年12月20日にバリアフリー法が施行され、ハートビル法と統合された。
	心のバリアフリー	バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組み。
し	重点整備地区	バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。
せ	生活関連経路	「より多くの人々が利用する経路」「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」のこと。原則として全ての生活関連経路はバリアフリー化が必要な特定道路として指定される。
	生活関連施設	<p>「常に多数の人が利用する施設」「高齢者、障がい者等の利用が多い施設」のこと。具体的には以下の施設が該当する。</p> <p>【常に多数の人が利用する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅客施設、大規模商業施設、文化施設、郵便局、官公庁、病院や公園等、高齢者・障がい者等のほか、妊産婦や乳幼児連れ、ベビーカー利用者など様々な人が利用する用途の施設。 ● 国・都道府県・市町村が管理する施設。 <p>【高齢者、障がい者等の利用が多い施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 老人ホーム・障がい者支線施設等高齢者・障がい者が多く居住する施設。 ● 福祉サービス施設・老人福祉センター・障がい者地域活動支援センターなど高齢者・障がい者等の利用が多い施設。

	語句	意味
と	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分、これらに附属する特定施設。利用円滑化基準適合の努力義務が課せられる。
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する特定建築物で、高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定めるもの。延べ床面積2,000平方メートル以上のものは、利用円滑化基準の適合義務が課せられる。
の	ノーマライゼーション	障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。
は	バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。障壁（バリア）には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁が含まれる。
	バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を一体化し、施策の拡充が図られた。
ゆ	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるものをいう（月極駐車場は路外駐車場には該当しない）。
り	旅客施設	駅、バスターミナル、港、空港など公共交通機関を利用する旅客の乗降や待合などに利用される施設のこと。